

各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

} 殿

農林水産省生産局長

家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に
関する法律の施行について

和牛を始めとする我が国の畜産物は世界的にも評価が高まっており、高品質な畜産物の生産を促進する上で、家畜人工授精及び家畜受精卵移植が適切に実施されることが一層重要となっている。しかしながら、一昨年、和牛の精液と受精卵の不正な輸出を図る事案が発生し、家畜人工授精用精液等について、知的財産としての価値の保護や流通の適正化が強く求められている。

このため、第 201 回国会において、家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）が成立し、改正後の家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号。以下「新增殖法」という。）において家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（以下「家畜人工授精用精液等」という。）の流通に関する規制が強化されたほか、特に適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等として農林水産大臣が指定する特定家畜人工授精用精液等については、新たに容器への表示、譲渡等に関する記録の義務付け等の規制が整備された。

また、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和 2 年法律第 22 号。以下「家畜遺伝資源法」という。）が新たに制定され、知的財産としての価値の保護のため、新增殖法に基づき農林水産大臣が指定する特定家畜人工授精用精液等であって、契約によりその使用する者の範囲や使用する目的に関する制限（以下「制限」という。）が明示されるなど一定の要件を満たしたものが、家畜遺伝資源法の保護の対象となる「家畜遺伝資源」として定義され（以下「家畜遺伝資源」とは家畜遺伝資源法第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）、家畜遺伝資源の窃盗等による取得、契約による制限を超えた使用、譲渡等、これら不正な経緯があったことを知った上での転売による譲受等、更には不正な家畜遺伝資源を使用して生産された家畜や家畜遺伝資源の更なる使用、譲渡等により、営業上の利益を侵害された者等の差止請求や損害賠償請求等が規定されるとともに、特に悪質な行為について、刑事罰が措置された。

新增殖法及び家畜遺伝資源法は、家畜人工授精用精液等の不適切な流通等を防止するという趣旨を同じくしており、新增殖法において、特定家畜人工授精用精液等に関する規制が新た

に措置されるなどして、適正な流通が確保されることにより、家畜遺伝資源法による家畜遺伝資源に係る不正競争への差止請求等の実効性が上がる仕組みとなっている。

新增殖法及び家畜遺伝資源法は令和2年10月1日に施行を予定しており、同日付けで家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第287号。以下「改正政令」という。）、家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第64号。以下「改正省令」という。）、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律施行規則（令和2年農林水産省令第65号。以下「家畜遺伝資源法施行規則」という。）及び家畜改良増殖法第32条の2第1項に基づき特定家畜人工授精用精液等を指定する告示（令和2年農林水産省告示第1829号。以下「告示」という。）も施行することとしている。

これらの法律、政省令及び告示の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、御了知の上、制度の適正かつ円滑な運用について、特段の御配慮をお願いするとともに、管内都道府県に対し、各都道府県内の関係者への周知を図られたい。

記

I 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

第1 改正の趣旨

家畜の改良増殖は、畜産経営の改善を図るとともに畜産物の安定供給を図っていく上での基礎となるものである。「家畜改良増殖法」は、この家畜の改良増殖を促進し、もって畜産の振興を図ることを目的として、昭和25年に制定され、以後、本法に基づき、安全性や品質が保証された家畜人工授精用精液等のみを国内に流通させるための措置が規定されている。

しかしながら、一昨年6月に中国への和牛の精液及び受精卵の不正輸出未遂事案が発生したことを踏まえ、和牛の遺伝資源の流通管理のあり方について再検討した結果、①家畜人工授精所以外の場所で譲渡を目的とする家畜人工授精用精液等の保存を行ってはいけないということを徹底する必要があること、②家畜人工授精用精液等の流通履歴に関する帳簿等の記録・保管義務がないこと、③精液の生産情報については、「種畜検査」において行政が確認する仕組みがあるが、受精卵の生産情報については定期的に確認する仕組みがないことなどの課題に対応する必要があることが判明した。

このため、今般、家畜改良増殖法を一部改正し、家畜人工授精用精液等の流通に関する規制を強化するほか、容器への表示、譲渡等に関する記録の義務付け等の規制を整備することとした。

第2 家畜人工授精用精液等の不適切な流通を防止するための規制の強化

1 趣旨

これまで、家畜人工授精用精液等の「保存」は、改正前の家畜改良増殖法（以下「旧増殖法」という。）第11条の「処理」に該当するとして、他人への譲渡を目的として家畜人

工授精用精液等の保存を行う場合には、あらかじめ家畜人工授精所の開設許可を受けるよう指導してきたところであるが、先般、家畜人工授精所の開設者でない者が、家畜人工授精用精液等を現に流通させていた事態が発生したことから、こうした不適切な流通を未然に防ぐことができるよう、家畜人工授精所で保存していない家畜人工授精用精液等の譲渡等を禁止する等を明文化し、規制の徹底を図ることとした。

2 内容

(1) 家畜人工授精用精液等の安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化

家畜人工授精所以外の場所で譲渡を目的とする家畜人工授精用精液等の保存を行ってはいけないことを徹底するため、

- ① 家畜人工授精所等以外の場所で、家畜人工授精用精液等を保存してはならないことを明文化した。(新增殖法第 12 条第 2 項関係)
- ② 家畜人工授精所等において衛生的に保存されていて、かつ、品質が不良でない家畜人工授精用精液等だけしか譲渡等してはならないこととした。(新增殖法第 14 条第 3 項及び改正省令による改正後の家畜改良増殖法施行規則(昭和 25 年農林省令第 96 号。以下「新增殖法施行規則」という。)第 18 条関係)

改正後においても、引き続き、新增殖法第 12 条第 2 項のただし書により、畜産農家は、自己の飼養する雌の家畜に注入又は移植をする目的に限り、新增殖法第 24 条に基づく家畜人工授精所の開設許可を受けていない場合であっても家畜人工授精用精液等の保存を行うことが可能である。ただし、このような家畜人工授精所の開設許可を受けていない場所において保存している家畜人工授精用精液等は、有償であるか無償であるかにかかわらず他人に譲渡することはできないので注意されたい。

第 3 家畜人工授精師及び家畜人工授精所に係る規制の整備

1 趣旨

旧増殖法においては、家畜人工授精所の開設許可に当たって、衛生的な家畜人工授精等の実施の確保の観点から、構造、設備及び器具をはじめとした施設そのものに着目して許可の可否を判断していたが、家畜人工授精用精液等の適正な流通を確保するために、新增殖法においては、家畜人工授精師及び家畜人工授精所の開設者に対し、都道府県知事が適時適切に必要な監督・処分等を行うことが可能となるよう、免許及び開設許可の欠格事由の厳格化や家畜人工授精所の稼働状況を適時適切に把握するための措置を講ずる必要があるため、所要の規定を整備することとした。

2 内容

(1) 家畜人工授精師の免許に係る絶対的欠格事由(新增殖法第 17 条第 1 項関係)

旧増殖法では、家畜人工授精師の絶対的欠格事由は規定されていないが、今般新たに、都道府県知事が家畜人工授精師の免許を与えない者として、家畜改良増殖法、家畜伝染

病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）若しくは家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）又はこれらの法律に基づく命令（以下「関係法規等」という。）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられて 2 年を経過しない者を規定することとした。

（2）家畜人工授精所の開設許可に係る絶対的欠格事由（新增殖法第 25 条第 1 項関係）

都道府県知事が家畜人工授精所の開設許可を与えない場合として、家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確かつ衛生的に実施するために必要な構造、設備及び器具を備えていない場合に加え、家畜人工授精所等以外の場所での譲渡を目的とする家畜人工授精用精液等の保存の禁止が明示されたことや家畜人工授精所の管理・運営を担う者の適正性を考慮する必要性を踏まえ、新たに以下を規定することとした。

- ① 申請に係る施設が、家畜人工授精用精液等の保存を行うために必要な器具を備えていない場合
- ② 申請者が関係法規等の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者である場合
- ③ 申請者が法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに②に規定する者がある場合

なお、③の使用人とは、家畜人工授精所における家畜人工授精業務等についてその開設者や法人の役員と同視できる実質的な決定権限を持つ家畜人工授精所の業務を統括する者及びその権限を代行できる地位にある者をいう。すなわち、当該家畜人工授精所の開設者が法人である場合、役員とは別に、家畜人工授精用精液等の処理、保存、販売等の業務を統括する権限を有している役職に就いている者など家畜人工授精所の業務に係る実質的な決定権限を持つ者がいる場合は、当該者が使用人に該当する。

また、法人の内部規則等で家畜人工授精所の業務を統括する者の決裁権限が委任されている者などについても、使用人に該当する。（改正政令による改正後の家畜改良増殖法施行令（昭和 25 年政令第 269 号）第 13 条及び新增殖法施行規則第 36 条関係）

（3）家畜人工授精所の開設許可に係る相対的欠格事由（新增殖法第 25 条第 2 項関係）

都道府県知事は、申請に係る施設の設置の場所が風紀上不適当である場合に加え、以下のいずれかに該当する場合は、家畜人工授精所の開設許可を与えないことができることとした。

- ① 申請者が、関係法規等の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者（（2）②に該当する者を除く。）である場合
- ② 申請者が、家畜改良増殖法又は同法に基づく命令の規定に違反した者（（2）②に該当する者を除く。）である場合

- ③ 申請者が法人の場合に、その役員等について上記①又は②に規定する者がある場合

(4) 家畜人工授精所の開設の許可の申請（新增殖法第 24 条及び新增殖法施行規則第 32 条関係）

家畜人工授精所の開設の許可を受けようとする者が都道府県知事に申請する際の手続きについて、家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の免許証の写し及び建物の平面図、配置図、付近の見取図に加え、申請者が個人である場合と法人である場合について、新たに次に掲げる書類を添えて都道府県知事に提出しなければならないこととした。

① 申請者が個人である場合

- (ア) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (イ) (2) ②又は(3) ①若しくは②に該当するかどうかの別を記載した書面
- (ウ) (3) ①に該当する場合にあっては、その確定判決謄本

② 申請者が法人である場合

- (ア) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (イ) 役員の氏名及び住所
- (ウ) 当該法人の役員等が(2) ③又は(3) ③に該当するかどうかの別を記載した書面

(5) 開設許可を受けた家畜人工授精所の変更届出等

- ① 家畜人工授精所の開設者が次に掲げる事項の変更をしたときは、30 日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした。（新增殖法第 25 条の 2 第 1 項、新增殖法施行規則第 37 条第 1 項及び第 2 項関係）

- (ア) 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 家畜人工授精所の名称及び所在地
- (ウ) 家畜人工授精所を管理させるために置かれた獣医師又は家畜人工授精師の氏名及び住所
- (エ) 家畜の種類及びその業務の別
- (オ) 家畜人工授精所の構造、設備及び器具
- (カ) 家畜人工授精所の開設者が法人である場合は、その役員の氏名及び住所

- ② 家畜人工授精所の開設者が、当該家畜人工授精所を廃止し、休止し、又は休止した当該家畜人工授精所を再開しようとするときは、その廃止、休止又は再開の日の 1 か月前までに、新增殖法施行規則に定める様式に基づき、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした。（新增殖法第 25 条の 2 第 2 項及び新增殖法施行規則第 37 条第 3 項、様式第 22 号関係）

(6) 家畜人工授精所の開設許可の取消し及び使用の停止（新增殖法第 26 条関係）

- ① 都道府県知事は、(5) ②の規定に基づき家畜人工授精所に係る廃止の届出があった場合に、その開設の許可を取り消さなければならないこととした。
- ② 都道府県知事は、家畜人工授精所の構造、設備及び器具が備えられていない状態に至ったとき並びに家畜改良増殖法若しくは同法に基づく命令に基づく処分に違反したときに加え、新たに、以下に掲げるときには、その開設の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができることとした。
 - (ア) 家畜人工授精所が上記 (2) ①に該当するに至ったとき
 - (イ) 家畜人工授精所の開設者が上記 (2) ②又は③に該当するに至ったとき
 - (ウ) 家畜人工授精所の開設者が上記 (3) ②から④までに該当するに至ったとき

第 4 特定家畜人工授精用精液等に関する規制の整備

1 趣旨

我が国の家畜人工授精用精液等の中でも、和牛のように、国内での長期間にわたる改良増殖の結果、高い経済的価値を有し、特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等について、これを農林水産大臣が指定し、不適切な流通事案が発生した場合にその発生原因と流通範囲を迅速に特定できるよう、所要の規定を整備することとした。この結果、特定家畜人工授精用精液等として指定しないものについては、流通管理の適正化のための追加投資などの負担の軽減を図り、畜産物の生産コストの増加を抑制することが併せて可能な仕組みとした。

2 内容

(1) 特定家畜人工授精用精液等の指定（新增殖法第 32 条の 2 第 1 項及び告示関係）

適正な流通の確保を特に必要とする家畜人工授精用精液等として、農林水産大臣が指定する特定家畜人工授精用精液等は、牛であって、次に掲げる品種の家畜人工授精用精液等とした。

- ① 黒毛和種
- ② 褐毛和種
- ③ 日本短角種
- ④ 無角和種
- ⑤ ①～④の品種間の交雑種
- ⑥ ①～⑤と⑤との交雑種

(2) 容器への表示義務（新增殖法第 32 条の 4 関係）

① 容器への表示事項（新增殖法施行規則第 42 条関係）

獣医師又は家畜人工授精師は、特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該容器に、特定家畜人工授精用精液等に係る次の事項の表示をしなければならない

いこととした。

(ア) 家畜人工授精用精液の場合

(i) 種畜等の名前又はその個体識別番号

(ii) 家畜人工授精用精液の採取年月日

(イ) 家畜受精卵の場合

(i) 家畜受精卵を生産した家畜人工授精所の管理番号

(ii) 供卵牛と種畜等の名前又はこれらの個体識別番号

(iii) 家畜体内受精卵の採取年月日又は家畜体外受精卵の検査年月日

ただし、(イ)の(ii)及び(iii)については家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書の番号によって代えることができることとした。

② 容器への表示方法（新增殖法施行規則第 43 条関係）

容器への表示は、以下の方法で行うこととした。

(ア) 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器に表示する方法

(イ) 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器にラベルを貼ることにより表示する方法

(2) 譲渡等記録簿の記録・保存の義務化（新增殖法第 32 条の 5 関係）

家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等を譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失をしたときは、遅滞なく、これらに関する事項を譲渡等記録簿に記録し、当該譲渡等記録簿を 10 年間保存しなければならないこととした。

(3) 農林水産大臣による是正命令（新增殖法第 32 条の 6 関係）

農林水産大臣は、獣医師、家畜人工授精師又は家畜人工授精所の開設者が、容器への表示や譲渡等記録簿の記録・保存の義務に違反している場合は、違反者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。

第 5 行政による家畜人工授精所の開設者等に対する監督権限の強化

1 趣旨

今般の家畜改良増殖法の改正によって、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規制を強化するとともに、農林水産大臣が指定する特定家畜人工授精用精液等について容器への表示や譲渡等記録簿の記録・保存を義務付ける新たな規制を措置したところ。このような規制の遵守を確保する観点から、農林水産大臣又は都道府県知事により適時適切に指導・監督できるようにするため、農林水産大臣及び都道府県知事の監督権限についても強化することとした。

2 内容

(1) 農林水産大臣の報告徴収と都道府県知事の報告徴収対象の拡大

農林水産大臣は、新たに措置する特定家畜人工授精用精液等に係る容器への表示や譲渡等記録簿の記録・保存に係る規定を施行するため、必要な限度において、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師、家畜の生産者その他の関係者から必要な事項の報告を求めることができることとし（新增殖法第 34 条第 1 項）、併せて、都道府県知事が有する現行の報告徴収権限についても、その対象を家畜の生産者その他の関係者にまで拡大することとした。（新增殖法第 34 条第 4 項）

（2）家畜人工授精所の開設者の都道府県知事に対する毎年の報告義務（新增殖法第 34 条第 3 項）

家畜人工授精所の開設者は、毎年、当該家畜人工授精所の運営状況を都道府県知事に報告しなければならないこととした。

（3）都道府県知事から農林水産大臣に対する通知（新增殖法第 34 条第 5 項）

都道府県知事は、家畜人工授精所の開設者から報告を受けたときは、特定家畜人工授精用精液等に関する部分に限り、遅滞なく、その受けた報告の内容を農林水産大臣に通知しなければならないこととした。

第 6 罰則の整備

今回措置した規制の実効性を担保するため、以下の適切な流通の確保を阻害する違反行為を中心に罰則及び過料の引き上げ等を行った。

（1）家畜人工授精用精液等の流通規制の違反等に対する罰金額の引き上げ等（新增殖法第 38 条関係）

以下の違反行為の罰金額を 50 万円以下から 100 万円以下に引き上げた。

- ① 家畜人工授精所等以外での家畜人工授精用精液等の処理・保存義務違反（新增殖法第 12 条関係）
- ② 家畜人工授精用精液等を生産した場合や他人に譲渡する場合等における家畜人工授精用精液証明書等の添付義務違反（新增殖法第 13 条第 4 項及び第 14 条関係）

また、新增殖法に新設した家畜人工授精用精液等の廃棄回収命令に対する違反（新增殖法第 35 条の 4 関係）について、100 万円以下の罰金に処することとした。

（2）家畜人工授精用精液等の流通の把握に資する帳簿記録義務の違反等に対する罰金の引き上げ等（新增殖法第 39 条関係）

以下の違反行為の罰金額を 20 万円以下から 50 万円以下に引き上げた。

- ① 種付台帳や家畜人工授精簿の記載義務違反（新增殖法第 9 条第 2 項及び第 15 条第 1 項関係）
- ② 都道府県知事による報告徴求命令に係る虚偽報告等（新增殖法第 34 条第 4 項）
- ③ 立入検査の忌避等（新增殖法第 35 条及び第 35 条の 2 関係）

また、以下の新增殖法で新設した義務違反について、50 万円以下の罰金に処することとした。

- ④ 容器への表示や譲渡等記録簿への記録・保存に係る是正命令に対する違反（新增殖法第 32 条の 6 関係）
- ⑤ 家畜人工授精所の開設者による定期業務報告や農林水産大臣による報告徴求命令に係る虚偽報告（新增殖法第 34 条第 1 項及び第 3 項関係）

（3）法人両罰の新設（新增殖法第 40 条関係）

旧増殖法では違反の行為者のみを罰することとしていたが、新增殖法においては、法人又は人の代理として行われる行為について、当該法人又は人についても罰することとした。

（4）過料の引き上げ等（新增殖法第 42 条関係）

種付台帳や家畜人工授精簿の保存義務違反（新增殖法第 9 条第 3 項及び第 15 条第 2 項関係）の過料を 10 万円以下から 20 万円以下に引き上げるとともに、新增殖法で新設した家畜人工授精所の変更・休廃止に係る届出義務違反（家畜新增殖法第 25 条の 2 関係）について、20 万円以下の過料に処することとした。

※ 以下の違反行為は、現行の水準（罰金 100 万円以下）を維持。

- ・ 種畜検査に合格していない雄畜、病気種畜、未診断雌畜の利用（新增殖法第 4 条第 1 項、第 5 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3 関係）
- ・ 無資格者による家畜人工授精、家畜受精卵移植（新增殖法第 11 条、第 11 条の 2 関係）
- ・ 虚偽不正による家畜人工授精師の免許取得（新增殖法第 16 条第 1 項関係）
- ・ 農林水産大臣の承認を受けない家畜登録事業の実施、規程変更（新增殖法第 32 条の 9 関係）

※ 2 以下の違反行為は、流通には直接関係しないが、法秩序の観点で併せて、罰金額を 20 万円以下から 50 万円以下に引き上げ。

- ・ 種付証明書、精液採取証明書、授精証明書、移植証明書の交付拒否、免許証の提示拒否（新增殖法第 9 条第 4 項、第 13 条第 8 項、第 22 条関係）
- ・ 異常が発見された家畜人工授精用精液等に係る虚偽の届出等（新增殖法第 13 条第 7 項関係）
- ・ 家畜人工授精師、家畜人工授精所の名称の不正使用（新增殖法第 21 条及び第 30 条関係）
- ・ 家畜登録機関の業務停止命令違反、虚偽報告等（新增殖法第 32 条の 12 及び第 34 条第 2 項関係）

Ⅱ 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

第1 改正の趣旨

家畜の改良は、優秀な形質を有する個体の交配・選抜を繰り返し、より能力の高い家畜を生み出していくプロセスである。家畜の改良プロセスを通じて、選抜された家畜に由来する精液及び受精卵を用いて生産される家畜に優秀な形質が遺伝し、肉質等の点で品質上の差別化を図ることができるという点で、家畜の改良により付加価値の高まった家畜の遺伝資源は、知的財産としての価値を有しているということができる。

しかしながら、このような知的財産としての価値を有している家畜の遺伝資源については、これが不正に取得等された場合、不正に取得した者や転得者による家畜の子孫の繁殖という再生産が可能となり、生産者にとっては多大な時間と労力がかかる改良のプロセスを経て家畜の遺伝資源に価値を付加したにもかかわらず、それに要した投資を回収することができなくなる等の不利益が及ぶこととなる。投資回収が困難となると、更なる改良のインセンティブが失われ、ひいては畜産業の発展にも重大な支障を来すおそれがある。

現に、一昨年6月に中国への和牛精液及び受精卵の不正輸出未遂事案が発生したことから、このような不利益を回避するとともに、家畜の改良に要する投資を保護し、家畜遺伝資源を生産する事業者（以下「家畜遺伝資源生産事業者」という。）の利益の保護や公正な競争を確保するため、和牛の遺伝資源の知的財産としての価値の保護の在り方について、関係省庁、法曹実務家、知的財産に関する専門家等を交えて議論した結果を踏まえつつ、本法において不正競争に対する差止請求等の救済措置や刑事罰を措置した。

第2 家畜遺伝資源に係る不正競争の定義

1 趣旨

近年は、家畜遺伝資源生産事業者自身による取組や行政の施策を通じて、売買時に書面による契約等により、自らが生産した家畜遺伝資源の使用する者の範囲や使用する目的に関する制限（以下「制限」という。）を購入者に対して明示することが一般的になりつつあるが、契約は当事者間でなされるため、ひとたび契約違反により家畜遺伝資源が不正に譲渡されれば、その家畜遺伝資源が更なる第三者に譲渡され、又はこれを使用して受精卵や子牛を生産することができることとなる。このような家畜遺伝資源の特質により、当事者間の契約関係において阻止できない事態が生じることから、第三者も含めた差止請求や罰則により家畜遺伝資源の知的財産としての価値を保護する必要がある。

このため、本法により、家畜遺伝資源生産事業者が契約等による制限を付すなどして管理している特定家畜人工授精用精液等を本法の保護対象となる「家畜遺伝資源」として定義した上で、これを不正に入手する行為を不正競争として位置づけることにより、こうした行為の抑止と侵害が発生した場合の被害の救済の容易化を図る必要がある。

なお、このような家畜遺伝資源生産事業者が意図しない不正な流通の経路は、新增殖法において措置された容器への表示及び譲渡等記録簿の記録・保存の義務付けを通じて、特定することができる。

2 内容

(1) 家畜遺伝資源の定義（家畜遺伝資源法第2条第1項、家畜遺伝資源法施行規則関係）

家畜遺伝資源法の保護対象となる「家畜遺伝資源」の定義として、家畜遺伝資源生産事業者が業として譲渡し、又は引き渡す、新增殖法に基づき指定された特定家畜人工授精用精液等であって、当該家畜遺伝資源生産事業者が契約その他農林水産省令で定める行為により制限を明示したものをいうこととした。

このうち、「その他農林水産省令で定める行為」については、契約を締結する前に窃取等された特定家畜人工授精用精液等についても、差止請求や罰則等の対象となる家畜遺伝資源として捉えられるよう、家畜遺伝資源法施行規則において、契約以外で制限を明示する行為を、以下のとおり定めている。

- ① 業として行う特定家畜人工授精用精液等の譲渡又は引渡しに係る契約の内容とすることを目的として準備した条項（民法に規定する定型約款の個別の条項を含む。）であって、当該制限をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する行為
- ② 新增殖法に基づく家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書に制限を表示する行為
- ③ 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器に、制限があることを表示するものとして需要者の間に広く認識されている文字、図形若しくは記号又はこれらの結合（以下「略称」という。）を表示する行為

このうち、③の特定家畜人工授精用精液等を収めた容器に表示する略称として、最も一般的に締結されている契約内容である「国外への持出しの制限」を表示する略称は以下のとおりとするので、各都道府県内の関係者への周知を図るとともに、特定家畜人工授精用精液等を収めた容器に、当該制限を表示する略称を表示することについても指導いただきたい。

(R)

- ※ 丸括弧でアルファベットの大文字のR（アール）を囲むこととする。
- ※ 全角、半角の別を問わない。

(2) 不正競争の定義（家畜遺伝資源法第2条第3項関係）

民事上の救済措置の対象となる「不正競争」として、以下の行為を定義した。

- ① 詐欺等による家畜遺伝資源の取得又は管理の委託を受けた家畜遺伝資源の領得
- ② ①により取得した家畜遺伝資源の使用、譲渡等
- ③ 家畜遺伝資源の取得時において、当該家畜遺伝資源の流通過程で①の不正な取得があったことを知って、又は重大な過失により知らないで、家畜遺伝資源を転得した者による使用、譲渡等
- ④ 不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で行う契約上の制限を超えた使用、譲渡等
- ⑤ 家畜遺伝資源の取得時において、当該家畜遺伝資源の流通過程で④の不正な譲渡があったことを知って、又は重大な過失により知らないで、家畜遺伝資源を転得した者による使用、譲渡等
- ⑥ ②から⑤までの使用行為により生じた派生物（家畜又は受精卵）の使用、譲渡等
- ⑦ ⑥の使用行為により生じた二次的な派生物（家畜、精液又は受精卵）の譲渡等

第3 民事上の救済措置の整備

1 趣旨

家畜遺伝資源の特質として、不正に譲渡されれば、その家畜遺伝資源が更なる第三者に譲渡され、又はこれを使用して受精卵や子牛を生産することができることとなる。このような不正な使用、譲渡等の不正競争に対しては、不法行為の一般法である民法の規定に基づく損害賠償請求だけでは損害を回復することが著しく不十分であり、損害を未然に防止することも困難であることが想定されることから、家畜遺伝資源生産事業者に、侵害の拡大を防止するための差止請求権を付与するなど、家畜遺伝資源の特質に応じた措置が必要である。

2 内容

家畜遺伝資源に係る不正競争への民事的な救済措置として、以下を整備した。

(1) 差止請求権の付与（家畜遺伝資源法第3条）

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある家畜遺伝資源生産事業者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができることとした。

(2) 損害賠償（家畜遺伝資源法第4条）

不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることとした。

(3) 信用回復の措置（家畜遺伝資源法第15条）

営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、被侵害者の当該営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができることとした。

(4) 民事訴訟手続の特例規定（家畜遺伝資源法第5条、第8条関係）

家畜遺伝資源生産事業者の立証負担の軽減等の観点から損害賠償請求訴訟に関する損害額の推定や裁判所による書類提出命令等の規定を整備するなど、民事訴訟手続の特例を規定。

第4 刑事罰による抑止

1 趣旨

家畜遺伝資源の不正な取得等に対する救済措置については、差止請求や損害賠償請求等の民事上の救済措置に加え、家畜遺伝資源に係る不正行為に対する厳罰化の社会的要請もあることを踏まえ、特に悪質性が高く、当事者間の民事上の救済措置による請求にのみその解決を委ねることが妥当でない不正使用等（契約上の制限を超えた不正使用等に係るものは除かれる。）について、不正な行為の悪質性に応じて厳正に処罰できるよう、新たに刑事罰を設ける必要がある。

2 内容

不正競争のうち、特に悪質な以下の違法行為をした者は、10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（家畜遺伝資源法第18条第1項関係）

- ① 不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、詐欺等の違法な手段による家畜遺伝資源の取得若しくは管理の委託を受けた家畜遺伝資源の領得又はこれらの行為により取得した家畜遺伝資源の使用、譲渡等
- ② 不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、家畜遺伝資源の取得時において、当該家畜遺伝資源の流通過程で①の不正な譲渡等があったことを知って、家畜遺伝資源を転得した者による使用、譲渡等
- ③ 不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、①又は②の使用行為により生じた派生物（家畜又は受精卵）の使用・譲渡等
- ④ 不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、③の違法使用により生じた二次的な派生物（家畜、精液又は受精卵）の譲渡等

また、法人の代表者等がその法人の業務に関し、①から④までの違法行為（家畜遺伝資源の領得を除く。）をした法人は、3億円以下の罰金に処することとした。（家畜遺伝資源法第19条）

和牛遺伝資源関連2法のポイント

1 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

- ・家畜人工授精所から生産・流通状況等の行政への定期報告を義務化
精液・受精卵について、家畜人工授精所以外での保存禁止を法定化
- ・和牛の精液等（告示で指定）については、ストローへの
種雄牛名の表示を義務化、在庫管理・譲渡等の記録を厳格化
- ・新たな規制への違反等に対する罰則の導入（百万円以下の罰金等）

2 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

- ・精液・受精卵について、知的財産的価値の保護の観点から、
①詐欺・^{さぎ}窃盗^{せつとう}により取得したものや、他人から預かったものを
不正に取得したもの
- ②国内利用に限定する契約に違反して輸出しようとしたもの
- ③上記①・②を使って生産された子牛や受精卵
- ④更に、上記③を使って生産された子牛（孫牛）や精液・受精卵
等に対して差止請求ができることとする。
- ・また、①～④の精液等について、その後に転売を受けた者
（不正な経緯を知っているか、重大な過失により知らなかった者が対象）に対しても差止請求ができることとする。
- ・上記の不正利用のうち、悪質なものについては、
刑事罰を措置（②の契約違反型に係るものは対象外）
具体的には、
個人は10年以下の懲役、1千万円以下の罰金（両方の場合あり）
法人は3億円以下の罰金

○ 和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護強化に向けて、以下の2法が令和2年4月17日に成立し、令和2年10月1日に施行。

① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

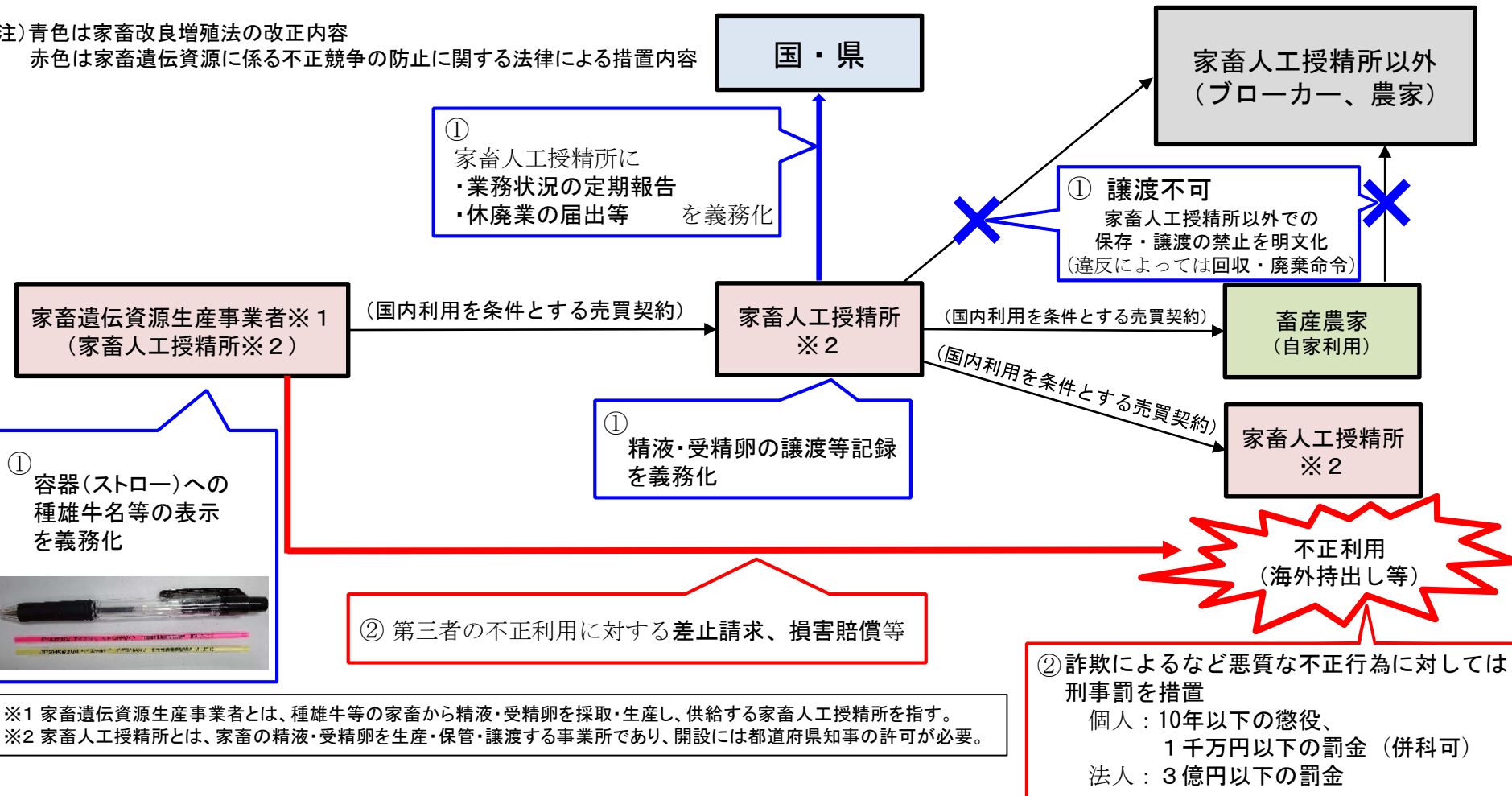
- ・ 精液・受精卵の流通規制の強化

② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

- ・ 契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる新たな仕組みの創設(差止・損害賠償請求、刑事罰)

注) 青色は家畜改良増殖法の改正内容

赤色は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律による措置内容



家畜改良増殖法の一部を改正する法律の概要

令和 2 年 9 月
農 林 水 産 省

I 趣 旨

最近の家畜人工受精及び家畜受精卵移植をめぐる状況の変化に対応し、家畜人工授精用精液等の不適切な流通等を防止するため、その保存等に関する規制を強化するとともに、特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等について容器への表示等の規制を整備する等の措置を講ずる。

II 法案の概要

(1) 安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化等

(第 12 条、第 14 条、第 17 条、第 19 条、第 34 条)

- ① 家畜人工授精所の開設者は、毎年、家畜人工授精用精液・受精卵に係る業務状況を都道府県知事に報告しなければならないこととする。
- ② 家畜人工授精用精液等の適切な保存を確保するため、家畜人工授精所等以外の場所で保存してはならないこととする。
- ③ 家畜人工授精所等において衛生的に保存されていることなど一定の基準に適合しない家畜人工授精用精液等の譲渡等を禁止する。
- ④ 家畜人工授精師の免許に係る欠格事由を厳格化する。

(2) 特に適正な流通の確保が必要な家畜人工授精用精液等に対する追加的な規制の整備

(第 32 条の 2、第 32 条の 4、第 32 条の 5、第 34 条)

- ① 農林水産大臣は、高い経済的価値を有するなど特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等を「特定家畜人工授精用精液等」(※)として指定することができるようにする。
※ 和牛の家畜人工授精用精液・受精卵を指定。
- ② 獣医師又は家畜人工授精師は、特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該容器に、当該特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称等の表示をしなければならないこととする。
- ③ 家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失をしたときは、遅滞なく、譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失に関する事項を譲渡等記録簿に記載し、10 年間保存しなければならないこととする。
- ④ 農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液に係る規定の施行に必要な限度において、家畜人工授精所の開設者、生産者等から報告を求めることができるようにする。

(3) 家畜人工授精等に関する規制違反に対する抑止力の強化

(第 32 条の 6、第 35 条の 4、第 38 条から第 42 条まで)

- ① 農林水産大臣は、(2) ②又は③に違反した者に対し、当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができるようにする。
- ② 農林水産大臣(※)又は都道府県知事は、(1) ③に違反して家畜人工授精用精液等を譲渡した者等に対し、その譲渡した家畜人工授精用精液等の回収及び廃棄等を命ずることができるようにする。
※ (2) ①の「特定家畜人工授精用精液等」に限る。
- ③ 新たな規制措置についての違反に対する罰則の導入等を措置する。

III 施行期日

施行期日は、公布日から 6 か月以内の政令で定める日（令和 2 年 10 月 1 日）とする。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の概要

背景

- 長年の改良により付加価値の高まった家畜人工授精用精液・受精卵について、不適正な流通が横行しかねず、我が国畜産の振興に重大な影響を与えるおそれ。
- 家畜の改良増殖を継続的・効果的に促進する観点から、家畜人工授精用精液・受精卵の適正な生産・流通・利用を確保する必要。

改正の概要

1. 安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化等

家畜人工授精用精液・受精卵の取扱いに関する規制が今日の生産・流通・利用の実態に対応したものとなるよう現行の規制を見直し、以下の措置を講ずる。

- 家畜人工授精所における家畜人工授精用精液・受精卵に係る業務状況の定期報告(第34条第3項)
- 家畜人工授精所以外の場所での家畜人工授精用精液・受精卵の保存禁止(第12条第2項)
- 家畜人工授精所で保存していない家畜人工授精用精液・受精卵の譲渡禁止(第14条第3項)
- 家畜人工授精師の免許に係る欠格事由の厳格化(第17条) 等

2. 特に適正な流通の確保を必要とする家畜人工授精用精液・受精卵に係る措置

家畜人工授精用精液・受精卵のうち経済的価値が高いなどその適正な流通の確保が特に必要なものを「**特定家畜人工授精用精液等**」(※)として農林水産大臣が指定(第32条の2)した上で、以下の措置を講ずる。(※)和牛の家畜人工授精用精液・受精卵を指定。

【印字により表示を付したストロー】

- 特定家畜人工授精用精液等について
 - 封入する容器(ストロー)への種畜の名称等の表示義務(第32条の4)
 - 譲渡等(在庫管理)を記録する帳簿の作成・保存の義務(第32条の5)
- 家畜人工授精所・生産者に対する農林水産大臣による報告徴収(第34条第1項) 等



3. 家畜人工授精等に関する規制違反に対する抑止力の強化

- 行政命令の新設
 - 特定家畜人工授精用精液等に係る規制違反に対する農林水産大臣の是正命令(第32条の6)
 - 不適正流通の場合の農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令(第35条の4)
- 新たな規制措置に対する違反への罰則を措置し、罰金を引き上げ
 - 家畜人工授精用精液等の譲渡制限違反(第38条第1号)
 - 農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令違反(第38条第5号)
- ※ 更に、上記の法人両罰(第40条)を措置

施行期日

公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日(令和2年10月1日)

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の概要

令和 2 年 9 月
農 林 水 産 省

I 趣 旨

家畜遺伝資源（※）の生産事業者の利益の保護や公正な競争を確保し、不適切な流通等を防止するため、家畜遺伝資源の不正な取得などの不正競争に対して差止請求等の救済措置や刑事罰を措置する。

※ 使用する者の範囲又は使用する目的に関する制限についての明示があるものに限る。

II 法案の概要

1. 不正競争行為の定義

（第 2 条）

（1）不正取得等

- ① 詐欺、強盗等による取得や管理を任された者による領得、使用、譲渡、輸出等
- ② ①の不正な事情を知っている者又は重大な過失により知らない者による転得、使用、譲渡、輸出等

（2）当事者間の契約による制限を超えた使用等

- ① 不正の利益を得る目的や生産者に損害を加える目的で、契約による制限を超えて行う使用、譲渡、輸出等
- ② ①の不正な事情を知っている者又は重大な過失により知らない者による転得、使用、譲渡、輸出等

（3）上記の不正行為で取得した家畜遺伝資源を使って生まれた子牛の取引等

- ① 上記（1）又は（2）の不正な使用行為により生産された子牛等（派生物）であることを知っている者又は重大な過失により知らない者による使用、譲渡、輸出等
- ② ①の子牛等の使用によりさらに生産された子牛等（二次的派生物）であることを知っている者又は重大な過失により知らない者による譲渡、輸出等

2. 不正競争行為に対する救済措置

（1）民事上の救済措置の整備

（第 3 条から第 15 条）

① 差止請求

1. の「不正競争」により利益を害された者又はそのおそれがある者は、裁判所を通じ、不正競争を行った者に対して侵害の停止又は予防をすることを請求できるようにする。

② 民事訴訟手続の特例

不正競争行為に対する損害賠償請求の措置を講ずるとともに、損害額の立証を容易にするための措置等を整備する。

（2）刑事罰による抑止

（第 18 条、第 19 条）

不正競争への抑止力強化を確保するため、1. の不正競争（1. （2）の契約違反型に係るもの以外）のうち、不正の利益を得る目的や生産者に損害を加える目的のある悪質性の高い不正競争行為に対して罰則の導入を措置する。

III 施行期日

施行期日は、公布日から 6 か月以内の政令で定める日（令和 2 年 10 月 1 日）とする。

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の概要

背景

- ・ 長年の改良により付加価値の高まった家畜遺伝資源は、知的財産としての価値を有する。
- ・ 家畜遺伝資源は容易に拡大再生産が可能であり、不正取得等の成果冒用行為により、我が国畜産の振興に重大な影響を与えるおそれ。
- ・ 家畜遺伝資源に係る事業者間の利益の保護や公正な競争を確保する観点から、不正競争に対する差止請求等の救済措置や刑事罰をもって対応する必要。

※本法律と「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」（改正法）は、家畜遺伝資源（家畜人工授精用精液等）の不適切な流通等を防止するという趣旨が一致。

※改正法において、特定家畜人工授精用精液等に関する規制を強化し、適正な流通を確保することにより、本法律による特定家畜人工授精用精液等に係る不正競争への差止請求等が実効的となる。また、本法律により精液等の知的財産としての価値がさらに高まることを前提に、改正法で和牛など経済的価値が高く適正な流通の確保が特に必要なものを特定家畜人工授精用精液等として指定。

法律の概要

1. 不正競争行為の定義

家畜遺伝資源(※)に対する以下の成果冒用行為を不正競争として類型化。(第2条第3項)

(※)改正法第32条の2で指定される特定家畜人工授精用精液等で
契約その他により使用者・使用目的に関する制限を明示したもの

- ① 詐欺等による家畜遺伝資源の取得又は管理の委託を受けた家畜遺伝資源の領得(第1号)
- ② ①により取得した家畜遺伝資源の使用、譲渡等(第2号)
- ③ ①につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等(第3号)
- ④ 図利加害目的で行う契約上の制限を超えた使用、譲渡等(第4号)
- ⑤ ④の譲渡につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等(第5号)
- ⑥ ②から⑤までの使用行為により生じた派生物(家畜又は受精卵)の使用、譲渡等
(第6号、第7号、第10号、第11号)
- ⑦ ⑥の使用行為により生じた二次的な派生物(家畜、精液又は受精卵)の譲渡等
(第8号、第9号、第12号、第13号) 等

2. 民事上の救済措置の整備

家畜遺伝資源に対する不正競争への民事的な救済措置として、以下の措置を整備。

- ・ 差止請求
 - － 不正競争により営業上の利益を侵害され、又は侵害のおそれがある生産事業者による、侵害の停止又は予防の請求を可能とする差止請求を規定(第3条)
- ・ 損害賠償請求、信用回復措置
 - － 不正競争を行った侵害者に対する損害賠償請求(第4条)や信用回復措置(第15条)を規定
- ・ 民事訴訟手続の特例規定
 - － 損害賠償請求訴訟に関する損害額の推定(第5条)や裁判所による書類提出命令(第8条)等の規定を整備 等

3. 刑事罰による抑止

家畜遺伝資源に対する不正競争への抑止力強化のため、罰則を導入。(第18条、第19条)

- ・ 図利加害目的を持った以下の違法行為
 - ① 詐欺等の違法な手段による取得、領得、使用、譲渡等(第18条第1項第1号～第3号)
 - ② 悪意の転得者による使用・譲渡等(第18条第1項第4号、第5号)
 - ③ ①又は②の使用行為により生じた派生物(家畜又は受精卵)の使用・譲渡等(第18条第1項第6号、第8号)
 - ④ ③の違法使用により生じた二次的な派生物(家畜、精液又は受精卵)の譲渡等(第18条第1項第7号、第9号)
- ※ 上記のほか、違法行為に対する法人両罰(第19条)

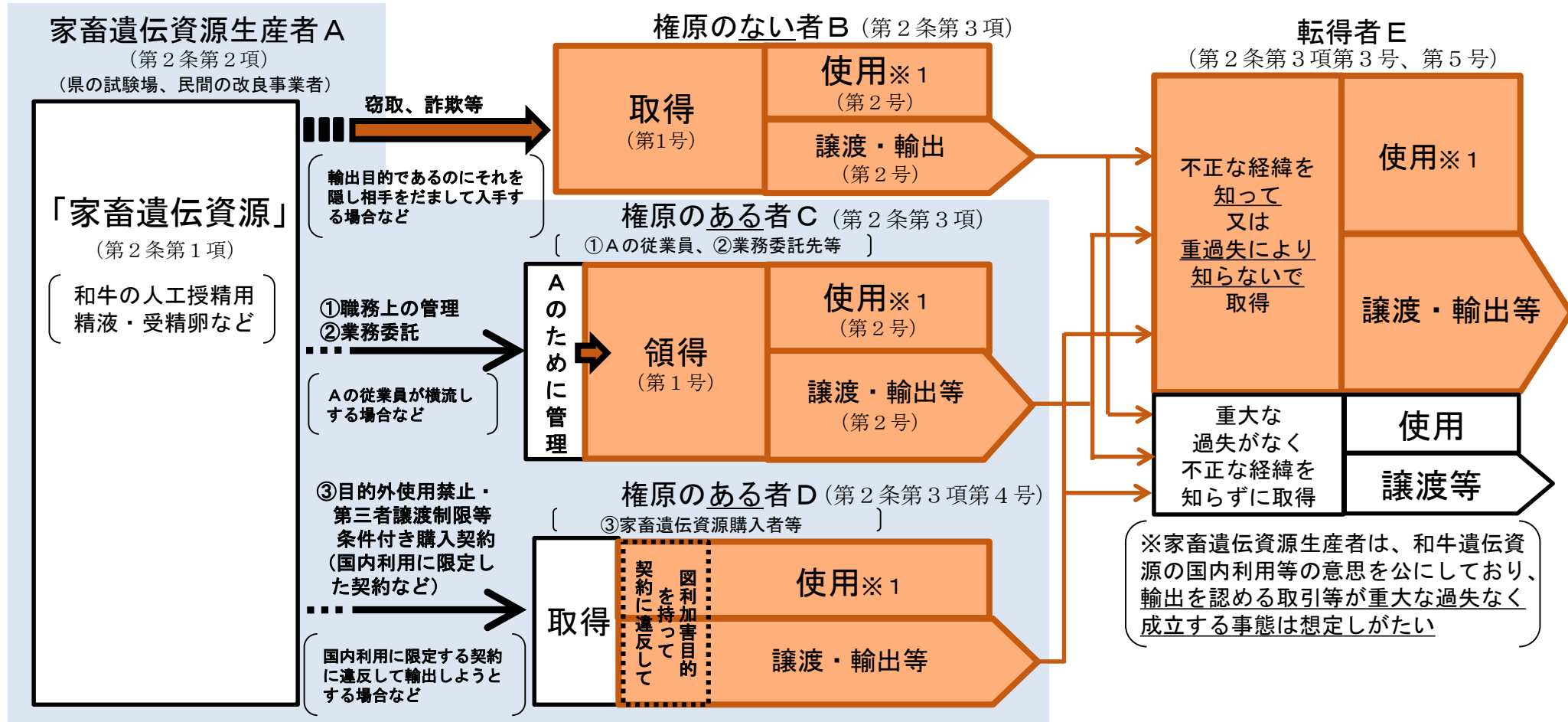
施行期日

公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日(令和2年10月1日)

家畜遺伝資源に係る不正競争行為と救済措置等

和牛を始めとする優良な家畜の遺伝資源の知的財産としての価値の保護を強化し、不正な流通を防止するため、窃取・詐欺等による不正な取得や認められた権原の範囲外での利用等に対する差止請求（第3条）及び損害賠償（第4条）を措置。

◎ 部分が差止請求及び損害賠償の対象



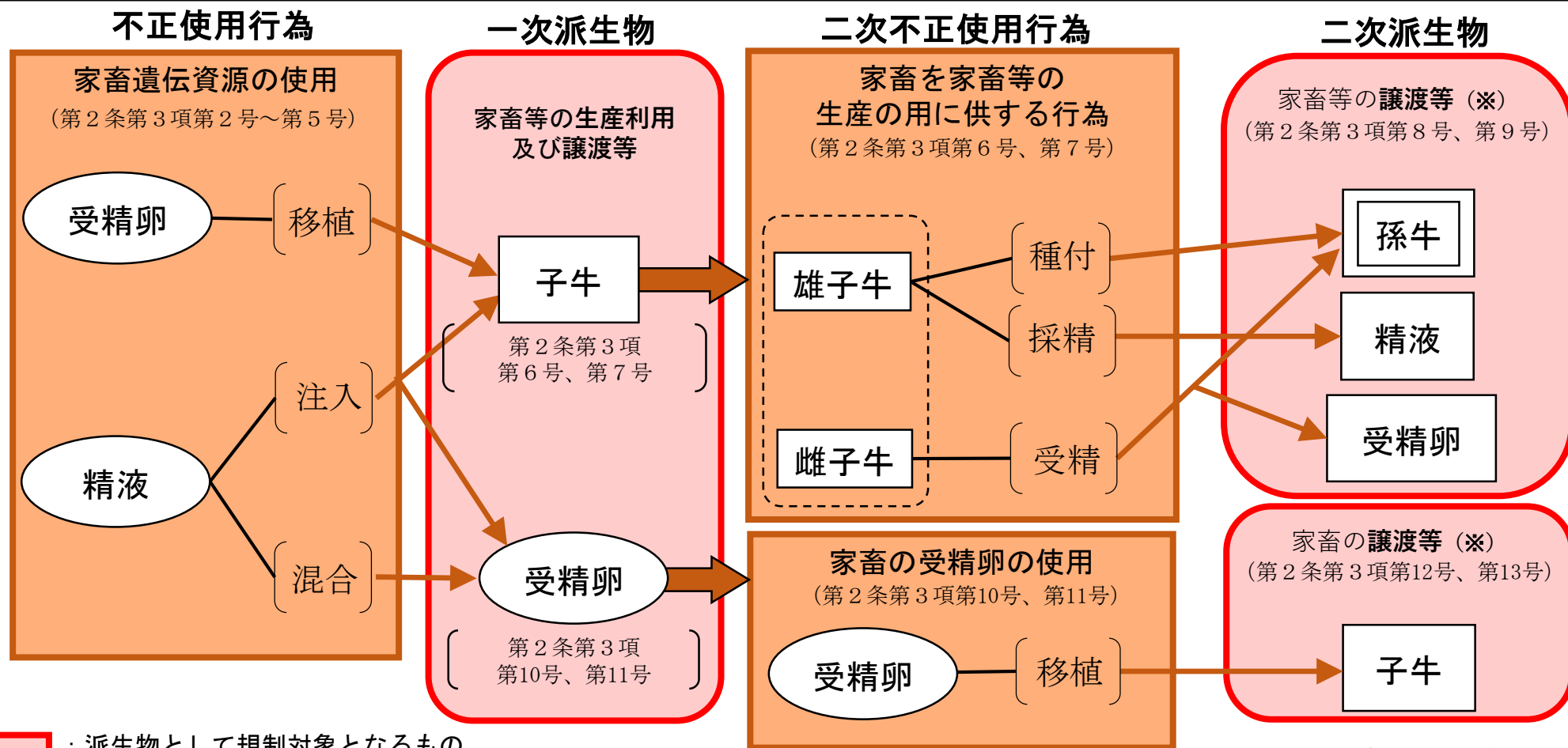
※1 不正使用行為によって生産された家畜等についても適用（第2条第3項第6号～第13号）

家畜遺伝資源の不正使用により生じた家畜及び家畜遺伝資源の使用・譲渡等（不正な経緯について取得時に重大な過失なく知らなかった者を除く。） } 国内での正規の流通と改良の取組まで萎縮しないように配慮

※2 差止請求ができる窃取・詐欺等（上記B）や不正領得（上記C）などのうち、悪質性の高い不正行為（不正の利益を得る目的又は相手に損害を加える目的のもの）については、罰則も措置（第18条、第19条）

家畜遺伝資源の使用により生産された子牛等（派生物）の取扱い

- 家畜の拡大再生産による被害拡大を防止できるよう、家畜遺伝資源の「使用」により生じた派生物（子牛、受精卵等）についても規制の対象とする。
- 派生物については、精液・受精卵それぞれについて、不正「使用」行為の回数により、一次派生物と二次派生物と位置付けることとする。
- 派生物に係る行為規制の範囲は、取引の安全、家畜の改良増殖の円滑な実施に配慮し、一次派生物の生産利用及び譲渡等、二次派生物の譲渡等までとする。



：派生物として規制対象となるもの

(取得時に不正な経緯を知っていた場合又は重大な過失により知らなかった場合)

※ 生産利用は対象外